



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2881号 2016.2.22 発行

<ひと物語> 成年被後見人の選挙権回復に尽くした 名児耶清吉さん（84）



東京新聞 2016年2月22日

ダウン症の長女匠（たくみ）さん（53）が選挙権を取り戻した三年前の参院選以降、匠さん、妻佳（けい）子さん（83）と家族三人で必ず、投票所に足を運んでいる。「棄権する人（健常者）が多いのは、もったいない。期日前投票でも、遊びに行くついでにでも、自分の意思表示をすれば良いのに」と笑う。

知的障害者や認知症の人などを法的に守るため、二〇〇〇年に施行された成年後見制度。当初は「誰を選ぶべきか、判断が期待できない」という理由で、被後見人が選挙権を失う規定があった。

一一年二月、清吉さんが後見人となっている匠さんが原告となり、東京地裁に行政訴訟を起こした。一三年三月に勝訴を勝ち取り、同五月に規定を削除する改正公職選挙法が成立した。その年の七月に

行われた参院選、投票する匠さんらの姿が新聞紙上を飾った。

匠さんの後見人になったのは〇七年。被後見人が選挙権を失うことは、申請時に分かっていたという。五年が過ぎるころ、「特に気にしていないだろう」と思っていた匠さんに「成年後見なんて、なければいいんだ」と言われ、衝撃を受けた。「とんでもない人権侵害を犯してしまった」という後悔が、訴訟を起こす原動力になった。

清吉さん夫婦は、匠さんが成人したとき、投票所に連れて行き、繰り返し、繰り返し、投票の仕方を教えてきた。今は牛久市内でパートで働く匠さんは選挙のたび、選挙公報を「穴のあくほど読んでいます」という。

匠さんが就学年齢を迎えた昭和四十年代前半、地元の小学校には特別支援学級がなかった。特別支援学級を設置できるのは三年次から。加えて、希望者が五人以上いることが条件だった。結局、匠さんの小学校生活は三年生から、旧友部町に初めて開設された県立の養護学校で始まった。障害への理解や障害者の権利の保障も、まだ、これからの時代だった。

昨年四月には県の障害者権利条例が施行され、今年四月からは国の障害者差別解消法も施行される。「法整備も進み、昔に比べれば、環境は良くなった」

ただ、一般の人の理解はまだまだ得られていないと感じる。「認知症や手足が不自由になるなど、普通の人でも、いつでも社会的に支障を抱えた状態になり得る。障害者という別の種類の間人は、いない」と考える。

「障害者とは、社会的な障壁を前に、困っている状態の人のこと。社会の中にある見えない障壁を、少しでも薄く、低くしていきたい」（酒井健）

<なごや・せいきち> 1931年、東京・本所生まれ。45年の東京大空襲で焼け出され、ブラシ製造業を営む家族とともに牛久市に。2013年3月、長女の匠さんを原告に争った成年被後見人の選挙権回復訴訟で勝訴。県手をつなぐ育成会理事、知的障害者のグループホームなどを営むNPO法人おおぞら（牛久市）名誉理事長、「茨城に障害のある

人の権利条例をつくる会」副代表。牛久市在住。

指先から文字表示＝タブレットなど、世界初の音声認識技術－三菱電機

時事通信 2016年2月21日

話した言葉が指先の動きに沿ってタブレット端末などの画面上に文字で表示される（三菱電機提供）



三菱電機は、タブレット端末やスマートフォンの画面を指で押しながら話すと、指先の動きに沿って言葉が文字で表示される世界初の音声認識技術を開発した。2017年度にも翻訳機能などを組み合わせた専用アプリを市場に投入し、聴覚障害者や訪日外国人との円滑なコミュニケーションを支援できるようにする考えだ。

画面上の好きな場所を指で長押しし、話しながら指を滑らせると、話した言葉が指先の動きの通りに次々と表示される。曲線を描けば、文字もその通りに現れる。決まった場所に表示するだけだった従来とは異なり、表現の自由度や使う楽しさが格段に増す。

三田で太鼓サミット 激しく力強いばちさばき披露

神戸新聞 2016年2月22日

力強い演奏を披露した北摂太鼓のメンバー＝三田市総合文化センター・郷の音ホール



兵庫県三田市を中心に活動する太鼓グループが集結する「さとのね太鼓サミット」が21日、同市天神1の市総合文化センター・郷の音ホールで開かれた。知的・視覚障害者や小学生らが参加する5団体約70人が出演し、力強いばちさばきを披露した。

同ホールを管理する「JTBコミュニケーションズ・グループ」が企画。三田ゆかりの演奏家を招く「ミュージックコレクション」の一環で、太鼓グループの演奏は初めて。

視覚障害者でつくる和太鼓グループ「ひとみ太鼓」は、オリジナル曲「心」を演奏。音だけを頼りにリズムを整え、流れるような音色を響かせた。

藍中学校（同市大川瀬）で練習を重ねる「北摂太鼓」のメンバーは小学生らが中心。「それ」と威勢のいい掛け声でばちを振り下ろし、激しく打ち鳴らした。

北摂太鼓に参加するつつじが丘小4年の女兒（10）は「緊張したけど気持ちよい演奏ができた」と笑顔で話した。（村上晃宏）

障害者の避難所、課題共有 安城の4自主防災組織が報告会

中日新聞 2016年2月22日

避難所運営の課題などを話す自主防災組織関係者や障害者ら＝安城市民会館で



安城市が二〇一五年度、安城南中学校校区をモデル地区に指定し、校区内にある四つの自主防災組織が二十一日、福祉避難所の開設などの活動を振り返る成果報告会を市民会館で開いた。

各組織は共同して昨年十一月にあった市の総合防災訓練で、障害の種類別に対応する福祉避難所のあり方や、あえて準備をしないで避難所を開設することを実践した。

自主防災組織の代表のほか、訓練を体験した身体、視覚障害者や障害者の保護者らも出

席。「自閉症の人は慣れない場所だと不安定な状態になる。援護者を増やすことが課題」「聴覚障害者のために文字情報を目立つ場所に張り出してほしい」などと訴えた。

自主防災組織代表の藤野千秋さん（74）は「障害者と日常的に話す環境をつくる必要性を感じた」と話した。

東日本大震災直後から岩手県陸前高田市の避難所を調べた名城大都市情報学部の柄谷友香教授が講演。地域の女性たちが避難者の心と体の支えになった例を紹介。その一方で「自主防災組織だけでは限界があり、避難者や外部支援者らと役割を分担することが負担軽減になった」と指摘した。（重村敦）

災害時の人権問題、パネルで紹介 姫路で企画展 神戸新聞 2016年2月22日

東日本大震災から丸5年となるのを前に、兵庫県姫路市本町のイーグレひめじで、企画展「災害と人権」が開かれている。震災で実際に起こった女性や高齢者、外国人に関する人権問題を24点のパネルで紹介する。4月28日まで。

同市人権啓発センターの企画展。地震や豪雨などの災害を、すべての人が直面する「人権侵害」と捉え、高齢者や障害者などの災害弱者、マイノリティーの人権問題に焦点を当てた。



災害時の人権問題について考えるパネル展＝姫路市本町

展示では、東日本大震災後の避難所で、女性の着替えスペースが用意されなかったり、女性が炊事や洗濯を強制されたりする事例のほか、障害者や高齢者が津波からの避難に遅れたことを「災害時の人権侵害」として紹介する。

また「外国人が避難所で食料を強奪した」などとするデマが震災後にインターネットで拡散した—という現象にも触れ、外国人差別の問題にも触れる。

同センターは「災害時は同じ地域に暮らす人を思いやる気持ちを持つことが、命を守ることにつながる」と話している。

午前9時～午後9時（最終日は午後3時まで）。3月14日、4月18日休館。同センターTEL079・282・9801（杉山雅崇）



<検証地域医療>患者情報 福祉と共有

河北新報 2016年2月22日
病院スタッフと福祉担当者が患者の情報共有を目的に開いている
会議＝宮城県南三陸町の南三陸病院

東日本大震災で被災した宮城県南三陸町の公立志津川病院は昨年12月、南三陸病院として再開した。岩手、宮城両県で被災した公立病院で、最も早く移転先で再スタートを切った。福祉を担う総合ケアセンター南三陸を併設し、小さな町だからこそできる南三陸型の地域医療

の確立を目指す。

「食事ができるようになったので家に戻れそうです」「介護する家族が疲れているようだ。短期的に入院する可能性もあります」

毎週水曜に開かれる会議では患者の様子が細かく報告される。医師、病棟や外来などの担当看護師、医事担当者ら病院職員のほか、町から保健師やケアマネージャーも入る。

検討する対象者は、入院患者だけでなく、外来、訪問診療、訪問看護、透析の患者や特別養護老人ホームの利用者にも及ぶ。在宅に移行する場合も、どんな介護サービスが提供できるかなど適切なケアを探る。

震災時、5階建ての志津川病院は4階まで浸水し、患者や看護師ら74人が死亡、行方不明になった。町の中核となる新病院の再建は地域の念願だった。

新病院の医師は派遣を含め7人。診療科は内科、外科、小児科など10科。震災前は民間医院が担った人工透析治療も始めた。病床は90床で震災前から36床減ったものの、療養病床50床は維持。高齢化を見据えた地域包括ケアを実現するため、総合ケアセンターと一体で再建した。

週に1度の会議は震災前から開いていた。震災後、入院施設を登米市米山に移し、2医院体制となった間もテレビ会議で情報共有を続けた。施設が一体となり、病院とケアセンターの職員が日常的に話し合いができるようになった。ほかにも月に1度、医療、福祉関係団体が集まり、町全体が抱える課題を出し合う。

星愛子看護部長は「長い時間をかけて医療、福祉の関係者と患者との間で顔が見える関係を築いてきた。誰もが安心できるケアを目指す」と前を向く。(古賀佑美)

障害年金不支給の地域差 厚労省、解消に向けガイドライン策定へ

福祉新聞 2016年02月22日 福祉新聞編集部

厚生労働省は4日、障害年金のうち精神障害、知的障害の認定に関するガイドライン(指針)を今年3月までに策定することを明らかにした。不支給と認定される割合の地域差を解消することが狙い。2015年7月の指針原案に対し「指針を適用すると不支給が増える」といった懸念が相次いだことを踏まえ、申請者が不利にならないよう留意事項を加える。指針の適用開始は当初の予定より大きくずれ込み、今年の夏になる見込みだ。

指針原案は、日常生活にどの程度の援助が必要かを示す5段階の評価と、食事や意思の伝達など7項目に関する4段階評価を組み合わせで等級(1~3級)の目安とした。申請に対して不支給となる割合の地域差が最大6倍にも上ることから、バラツキを減らすことがその狙いだった。

しかし、精神科医などからは「年金受給者に指針を適用すると、状態像は同じなのに減額や支給停止になる恐れがある」と懸念する声が上がっていた。

そこで厚労省は指針原案に留意事項を追加して同日の「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」(座長=安西信雄・帝京平成大学院教授)に示し、了承された。

留意事項には「再認定にあたり、受給者の状態像が従前と変わらない場合は、当分の間、等級非該当への変更は行わない」などと明記。指針を適用してから3年後に指針を見直すことも加えた。

厚労省は15年2月に検討会を設け、指針づくりを開始。同7月には原案を固めた。今年1月に指針の適用を始める予定だったが、再考したため延びた。

障害基礎年金の実務は日本年金機構の都道府県事務センターが担っている。指針は年金局の通知として策定し、法的拘束力はない。しかし、合理性を欠いた認定が出ることを一定程度防ぐ効果があると厚労省はみる。

岡山で介護職員16組が技術競う 津山のチーム「のどか」総合V

山陽新聞 2016年02月21日

岡山県内の施設職員を対象にした「第1回おかやま介護グランプリ2016」(県介護福祉士会主催)が21日、岡山市北区駅元町の岡山コンベンションセンターであり、職場単位の16チーム計48人が介護技術を競った。

チームを構成する3人がそれぞれ「排せつ介助」「入浴介助」「食事介助」の各部門に出場。脳梗塞の後遺症で体の一部がまひした高齢者役を務める同会会員に対し、入浴時の衣服の着脱や食堂に向かう際の車椅子の乗り降り、ベッドから便座への移動などをサポート

した。



排せつのための介助に取り組む出場者（右）

手順の正確さや安全性、相手への配慮といった基準で同会会員が審査し、特別養護老人ホーム「のどか」（津山市神戸）のチームが総合優勝した。メンバーの小瀧功介さん（28）は「普段通りの技術を発揮できた。優勝を今後の励みにしたい」と話していた。

介護職の魅力をPRしようと公開で行われ、市民ら約350人が見学した。

他の入賞チームは次の通り。

準優勝 吉備高原賀陽荘（吉備中央町）▽敢闘賞 里見川荘（里庄町）▽排せつ介助部門、入浴介助部門優秀賞 チームのどか▽食事介助部門優秀賞 吉備高原賀陽荘

社説：【障害者差別解消】法施行に魂を入れよう

高知新聞 2016年02月22日

障害者に対する差別的な対応を禁止する「障害者差別解消法」が4月に施行される。

役場や学校など公的な機関に「合理的配慮」を義務付け、民間企業では努力義務とした。だが、政府による事業者向けの指針づくりの遅れなどもあって、周知が十分に進んでいないのが現状だ。

施行まで1カ月余りとはいえ、社会の在り方を見つめ直す機会でもある。目指すべき共生社会の実現に向け、準備を加速したい。

同法は2006年に国連総会で採択された「障害者権利条約」批准に向けた最後の国内法整備という位置付けで13年6月に成立した。障害者基本法でも障害を理由とする差別や権利侵害は禁じられているが、解消法でより具体的に公的機関などの役割を定めた。

サービス提供の不当な拒否や制限を禁じた上で、費用や人手がかかり過ぎない範囲で設備やサービス方法などを整える「合理的配慮」を、国や自治体で義務化した。

具体的には、車いす利用者の移動の手助けや、視覚・聴覚障害者への読み上げや筆談などが「配慮」に当たるといふ。高齢者を含め、誰もが暮らしやすい地域社会とするには、公的機関、民間を問わず当然求められる姿勢といつてよい。

ただ、現状では利用者側が不当な対応を受けたり、不快な思いをしたりする状況がまだまだ多いに違いない。なかには、ハード面の整備や接客の改善など準備を要する施設や企業もあることだろう。

法の成立から施行まで3年近くあったのは、そうした事情を考慮して十分に周知を図るためではなかったか。この時間が有効に活用されたとはいいいがたい。

各省庁は当初、14年度中にも所管する事業者向けに指針を示す予定だったが、施行が迫った先月になって通知したケースもあった。

このため法律の認知度は概して低いようだ。義務化の対象である小中学校の教員でも「内容を含め知っている」のは16%止まりで、「知らない」は39%に上った。

仏作って魂入れず、とはこのことだろう。

条約の批准や法律という体裁を整えたところで、差別が解消されるわけではあるまい。行政や企業、そして国民一人一人が共生社会への理解を深め、実践してこそ法律が生きてくる。

けん引役が期待される政府機関の動きの鈍さは大いに反省すべきだろう。仕切り直して自治体や民間の取り組みを後押しする責務がある。

法的にもまだ課題があろう。ハード整備の負担などから、民間企業の対応は努力義務にとどまる。規模の小さい企業に目配りは要るとして、対応を促さなければ根本的な障壁はいつまでも残ってしまう。

解消法の施行は一步前進だが、目指すべき社会への道は半ばにすぎない。行動を通して

共生の具体像を探っていく必要がある。

社説：広がる手話条例 障害への理解深めたい 北海道新聞 2016年2月22日

聴覚障害者が暮らしやすい社会をつくりたい。そんな思いが広がっているのだろう。道内で手話条例を制定する自治体が増えている。手話を言語と位置づけて普及を図り、聴覚障害者の意思疎通が円滑に行われるような環境を整備するのが目的だ。

聴覚障害への理解が進む。各地の動きを歓迎したい。

聴覚だけでなく、さまざまな障害に対して支援を促す条例の準備も進みつつある。

加齢などによって障害者となる人が今後、増えるとみられている。配慮がいつそう求められる。条例の拡大は安心できる社会づくりを後押しするに違いない。

道内では石狩市で2013年12月に、全国の市町村では初めて手話条例ができた。その後、十勝管内新得、鹿追の2町と名寄市が続き、4月に施行予定の登別市を含めれば5市町になる。

全国ではまだ33の自治体にとどまっており、その15%を占める北海道の自治体は、けん引役になっていると言っている。

石狩市は講習会の開催や小中学校への出前授業の実施などで、手話の普及に努めている。通訳者を配置して、聴覚障害者がスマートフォンなどを使って電話ができるよう手助けする仕組みも整えた。

道や札幌市、帯広市なども制定に向けて準備を始めている。

札幌市が検討している「手話・障がい者コミュニケーション促進条例（仮称）」は、聴覚や視覚、知的など障害の内容を問わず、支援することを目指している。

手話のほか、点字や音訳、要点をまとめて筆記で伝える「要約筆記」などを、意思疎通の手段として条例に盛り込むことを視野に入れているという。

「手話基本条例」の制定を目指している高橋はるみ知事も、同様の考えを示している。

条例の対象を広げるとは、住民が多く障害に目を向けるきっかけになる。それをまちづくりに生かせば、住む人に優しい共生社会の実現に結びつくだろう。

道内は急速な高齢化の影響で、障害者は年々増加している。聴覚や視覚を含む身体障害者に限れば、14年3月末で30万人超だ。10年前に比べ3万人以上も多い。

誰もが生活への安心感を高めたいと願っている。だからこそ、障害があっても自立していける環境を早急に整える必要がある。

そのためには、手話通訳者や介護者など、障害者を支える側への支援も欠かせない。

社説：介護保険 丁寧な合意づくりを 朝日新聞 2016年2月22日

今の介護保険制度の課題を話し合う厚生労働省の審議会が始まった。年内に議論をまとめ、来年の通常国会に制度見直しのための法案を出す予定だ。

厚労省が検討課題に挙げるのが、介護の必要度が低い軽度の人向けの生活援助サービスを介護保険から外すことや、利用者の負担を引き上げることだ。

高齢化に伴って年々増え続ける介護の費用の伸びを抑え、保険料の上昇を抑えたい。そんな考えからだ。

だが、制度を見直すたびに、介護保険が使いにくくなっている、と感じている人は少なくはないのではないかと。今年度も「要支援」の人向けの訪問介護やデイサービスが市区町村の事業に移り始め、一定所得以上の人の利用者負担が1割から2割に引き上げられたばかりだ。

サービスの縮小や負担増を繰り返す、家族の負担が増すことになれば、「社会全体で介護を支える」という介護保険の理念や制度への信頼が揺らぐことにならないか。そのことにも十分留意する必要があるだろう。

審議会では、軽度の人の中には生活援助サービスがなくなるとむしろ状態が悪化しかねない人もいて、逆に介護費用が膨らむ恐れがあるとの懸念も出ている。市区町村の事業へ移された要支援向けサービスの現状や影響も検証しながら、実態に即した議論を求めたい。

同時に、サービスの縮小や利用者の負担増という、いわば部分的な手直しでのやりくりは限界だとする指摘もある。だとすれば、制度の支え手を増やすなど、抜本的な見直しの議論も避けて通れないだろう。

介護保険料の負担は現在、40歳からになっているが、対象年齢を引き下げるかどうか、長年の懸案だ。

「若い人には介護は実感されにくい」として、親の介護を意識し始める40歳を目安として制度がスタートしたが、現実には若年認知症の親の介護に直面する20～30代もいる。

一方で雇用環境が変わり、若い世代に経済的に苦しい人たちが少なくない現状で、新たな負担を求めることができるのか、という慎重論も根強い。

障害者福祉との関係をどうするかも大きな議論になる。

サービスを縮小するのか、広くみんなで支える制度にするのか。給付と負担のバランスにどこで折り合いをつけるのかに、誰もが納得できる答えがあるわけではない。

さまざまな課題をみんなで共有し、丁寧に合意をつくっていくしかない。

社説：県西のCCRC 高齢者移住を地域の力に 徳島新聞 2016年2月22日

三好、美馬両市でCCRC（継続的なケア付き退職者コミュニティ）構想の立案が進んでいる。

CCRCとは、高齢者が元気なうちに地方に移住し、医療や介護が必要になってからもケアを受けて暮らし続ける生活共同体だ。

政府は、地方への人の流れをつくとともに、首都圏の医療・介護不足を解消できるとして、地方創生の重点目標に位置づけている。

三好市の社会福祉法人・池田博愛会は、拠点を置く同市池田町箸蔵地区に「福祉タウン」をつくり、移住者を受け入れる構想を練っている。美馬市も移住者の受け皿となる施設整備を検討中だ。「徳島型CCRC」の構築を目指す県と連携し、今後の手本となるモデルをつくってほしい。

参考となる取り組みが三好市三野町にある。関西在住の徳島出身者らでつくるNPO法人・ふるさと力が2008年に整備した農園付き分譲・賃貸住宅「三好タウン 愉流里」だ。

田舎暮らしにあこがれる人らが関西などから移り住み、31戸全てが埋まっている。五十数人の入居者は65～70歳が中心だが、近年は若者も増えている。いかに都会の人たちを引きつけるかが分かる。

池田博愛会の構想では、空き家を改修して移住者の住まいにし、十数カ所にある特別養護老人ホームなどの福祉施設と連携して支援する。

美馬市は、市が住宅などを建設して移住拠点を設け、運営を市社会福祉協議会と医療法人が担う公設民営方式で、数十人を呼び込むつもりだ。

ただ、移住者が住むエリアを整備するだけでは地域から孤立し、長くは暮らせない。

池田博愛会は「共生」を掲げて住民も加わり、移住者との交流の場となる拠点施設の整備などを考えている。美馬市も、生活になじんだ移住者には空き家を提供し、地域の暮らしを楽しんでもらう青写真を描いている。移住者が地域に溶け込めるよう、さまざまなアプローチが必要だ。

元気な高齢者は就労を希望するとみられ、雇用の確保も課題となる。県が行っている1カ月程度の「お試し居住」で、移住希望者のニーズを把握し、構想に反映させるのも一つの手だろう。

地方がCCRCに乗り出す理由は、人口減少対策だけではない。本県の高齢者数は20年をピークに減少傾向になるため、高齢者施設に余剰が生じ、医療・介護職の働き場所も減っていく。将来を見据え、先手を打つ狙いもある。

気掛かりなのは、高齢者の移住で自治体の社会保障費が増大することだ。地方負担が増えない仕組みづくりを国に求めるなど、制度の整備も進めなければならない。

CCRCの実現には多くの難題が待ち受けるが、地域の可能性を開くチャンスでもある。移住者と住民の交流によって地域が活気づき、若者も住みたくなるような構想をまとめてもらいたい。

社説：ハンセン病 家族被害に向き合おう

朝日新聞 2016年2月22日

ハンセン病への差別や偏見に苦しんできた元患者の家族59人が、熊本地裁に集団訴訟を起こした。

国に1人500万円の損害賠償などを求めた裁判は、家族の受けた苦難を明らかにし、誤った隔離政策を続けた国の責任を問う。ハンセン病問題の「残された課題」解決を目指す。

「父のことは、お前の生涯の秘密である」

原告団長の林力さん（91）は、療養所に入所した父から受け取った手紙にそう書かれていたことを覚えている。

国は1907年、法律を制定して患者の隔離政策を始めた。熊本や鹿児島など全国13カ所の国立療養所に強制収容し、墮胎、断種さえ強いた。

感染力が極めて弱く、戦後は薬の普及で完治する病気になった。だが隔離政策は96年の「らい予防法」廃止まで続いた。

働き手の父親が強制収容されれば、家族の生活は困窮を極める。偏見による村八分や結婚差別、就職差別などにさらされ、一家離散した家族もある。

「いつも逃亡者のような気持ちだった。父はつらかっただろうが、家族も苦しんだ」という林団長の言葉が、家族の置かれた状況を象徴している。

深刻なのは、隔離された親を憎んだり、死んだことにしたりして、家族関係が破壊されたことだと弁護団は強調した。

国は、隔離政策の違憲性を認めた熊本地裁判決が2001年に確定したのを受け、元患者に謝罪し、補償を続けている。09年にはハンセン病問題基本法が施行され、国には元患者の名誉回復が義務づけられた。

片や、家族はどうか。

特定の元患者の配偶者への支援金制度などはあるものの、謝罪も被害補償もない。

鳥取地裁で昨年、元患者の子ども男性が、親とともに差別され苦痛を受けたとして慰謝料などを求めた裁判があった。賠償請求は棄却されたが、地裁は一般論として患者の子らへの偏見や差別があったと指摘した。この判決や、今年3月末で「らい予防法」廃止から20年となり、民法上、損害賠償請求権が消えるとされることが、提訴への後押しをした。

来月第2陣が続き、原告数は150人を超えそうだという。

ただ、今も原告の大半が名前や顔を隠して裁判に臨む。いまだに提訴をためらう人が多い現実も、忘れてはならない。

国が犯した過ちとそれを許したわれわれの社会の人権意識を、この訴訟で語られる家族の苦しみを通して考えたい。

